

## 情報科学芸術大学院大学共同研究規程

制 定(13. 04. 01)  
最終改正(19. 01. 11)  
施 行(19. 04. 01)

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）と企業等とが行う共同研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるものとする。

(1) 共同研究 本学と企業等とが、それぞれ保有する設備及び資金等を有効に活用し、技術知識を交換し、かつ、研究を分担することによって、共同で行う研究開発をいう。

(2) 企業等 企業若しくは法人格を有する団体又は情報科学芸術大学院大学長（以下「学長」という。）が適当と認めるものをいう。

(共同研究の経費負担、期間)

第3条 本学が共同研究に負担する経費は、本学が分担して実施する研究に要する経費（以下「研究経費」という。）であって、共同研究に要する総経費の2分の1以内で予算の範囲内の額とする。

2 共同研究の実施期間は、当該年度内とする。

(共同研究の申請)

第4条 本学と共同研究を希望する者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による共同研究申請書（以下「申請書」という。）を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ、速やかに当該共同研究の受入れの可否を決定するものとする。

2 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を来すおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に限り、受け入れることができる。

(決定の通知)

第6条 学長は、審査の結果、当該申請に係る研究が共同研究を行うことにより効率的に実施し得るものであり、かつ、申請者が共同研究を行うために十分な技術的能力及び資金的基礎を有すると認めるときは、当該申請者と共同研究に関する契約を締結することができる。この場合、学長は、申請者に共同研究契約を締結する旨、別記第2号様式による共同研究認定通知書により通知する。

(契約の締結)

第7条 前条の規定により認定通知を受けた申請者及び学長は、共同研究契約書により契約を締結する。

(共同研究の管理)

第8条 学長は、共同研究を一体的に管理し、共同研究の効率的な推進を図らなければならない。

(共同研究の中止)

第9条 学長又は学長と共同研究契約を締結した企業等（以下「共同研究者」という。）は、天災その他やむを得ない事由により、当該共同研究を継続することが困難となったときは、

当該共同研究を中止することができる。

- 2 前項の規定により共同研究を中止しようとする者は、別記第3号様式及び第3号様式の2による共同研究中止願書により、あらかじめ学長又は共同研究者の承認を得なければならない。この場合、学長又は共同研究者が共同研究の中止を認めた場合、別記第3号様式の3及び第3号様式の4による共同研究中止承認書により通知する。

(研究結果の報告)

第10条 学長又は共同研究者は、共同研究を終了し又は中止したときは、遅滞なく別記第4号様式及び第4号様式の2による共同研究結果報告書により共同研究結果を集約し、相互に報告するものとする。

(成果品の帰属)

第11条 共同研究の結果生じた成果品は、その都度、学長及び共同研究者が協議のうえその帰属を定めるものとする。

(特許出願)

第12条 学長は、本学に属する教員及び助教（以下「本学教員等」という。）が共同研究の結果独自に発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に別記第5号様式による特許出願事前協議書により共同研究者の同意を得た後、本学教員等に岐阜県職員の職務発明等に関する規則（以下「職務発明等規則」という。）に基づき必要な手続をとらせるものとする。

- 2 学長は、職務発明等規則第5条の規定により、発明者等から県が特許権を受ける権利を承継すると決定したときは、速やかに特許の出願の事務を行うものとする。
- 3 共同研究者は、共同研究者に属する研究員（以下「企業等研究員」という。）が共同研究の結果独自に発明を行った場合において特許の出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に別記第5号様式の2による特許出願事前協議書により学長の同意を得るものとする。

(共同出願)

第13条 学長は、本学教員等及び企業等研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において特許の出願を行おうとするときは、共同研究者と共同出願を行うものとし、その手続等については職務発明等規則に基づくものとする。

なお、職務発明等規則第5条の規定により、発明者等から県が特許権を受ける権利を承継すると決定したときは、学長は、速やかに共同研究者と共同で特許出願の事務を行うものとする。

- 2 知事と共同研究者とが共同出願を行おうとするときは、あらかじめ学長と共同研究者は相互了解のもとに共同出願契約書を作成し、契約手続を行うものとする。

(優先実施権の付与)

第14条 知事は、本学教員が共同研究の結果、独自に得た技術上の成果に係る発明について、県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「県に承継された特許権等」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

- 2 知事は、本学教員等及び企業等研究員が共同研究の結果、共同して得た技術上の成果に係る発明について、県及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。
- 3 前2項の規定により県に承継された特許権等又は共有に係る特許権等を実施する場合は、「県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領」（平成5年3月9日付け管第456号通知）（以下「取扱要領」という。）によるものとする。
- 4 知事は、実施許諾の申請があった者に対し、別記第6号様式による県有特許権等実施許諾承認可否通知書により実施許諾の可否を通知する。
- 5 取扱要領による知事への書類の提出にあたっては、本学を経由するものとする。なお、実施許諾申請書の提出にあたっては、別記第7号様式による学長の意見書を添えて知事に提出するものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第15条 知事は、共同研究者又は共同研究者の指定する者が県に承継された特許権等を前条に定める優先的实施期間（以下「優先実施期間」という。）中その第2年以降において正当な理由なく実施しないときは通知し、共同研究者及び共同研究者の指定する以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該権利の実施を許諾することができる。

- 2 前項の規定は、共同研究者の指定する者が優先実施期間中その第2年以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。
- 3 知事は、前条の規定により共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中であっても第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 本条第1項から第3項の実施の許諾をする場合においては、前条の規定を準用する。

（実施料）

第16条 知事は、共同研究者、共同研究者の指定する者又は第三者に対し県に承継された特許権等の実施を許諾したときは、実施契約で定める実施料を徴収する。

- 2 知事は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施しようとするときは、実施契約で定める実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は当該権利に係る県の持分に応じた額とする。
- 3 共有に係る特許権等について共同研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じた額とする。

（技術知識書）

第17条 学長又は共同研究者は相互に共同研究のために必要と認めるときは、共同研究者又は学長に対し共同研究の結果得た技術上の知識を文書として提出させることができる。

（研究成果の公表等）

第18条 学長又は共同研究者は、共同研究期間中に研究内容及び研究から得た知見を両者以外の者に知らせるときは、あらかじめ相互に相手の同意を得るものとする。

第19条 学長及び共同研究者は、共同研究の実施期間終了の後研究成果を公表するものとする。

る。ただし、共同研究者が企業化、実用化等財産上支障があると判断し、学長に対し研究成果を公表しないよう申し入れ、学長がこれを適当と認めた場合、又は学長自身が公共の利益に著しく不利益を与える恐れがあると判断した場合には、当該事由が解消するまで、当該研究成果の全部又は一部を公表しないものとする事ができる。

- 2 前項ただし書に定める場合においては、学長は共同研究者の利害に関係ある事項について、秘密を保持する。

(準用)

第20条 この規程は、共同研究の結果生じた実用新案権、意匠権及びこれらの権利を受ける権利について準用する。

- 2 共同研究により作成されたデータベース及びプログラムに関する著作権の取扱いについては、「情報科学芸術大学院大学の教員等が作成したデータベース等の取扱い要領」に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

別記  
第1号様式

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長

様

住所（所在地）  
企 業 等 名  
代 表 者 氏 名

下記により情報科学芸術大学院大学と共同研究をしたいので申請します。

記

1 共同研究概要書（別紙）

2 申込者が法人の場合、法人の概要書



共同研究費積算内訳書

項 目	金 額	積算内訳
	千円	
合 計		

第2号様式

共同研究認定通知書

第 号  
年 月 日

共同研究申請者 様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで申請のあった共同研究について、下記のとおり承認します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容及び規模 意見・制限事項
- 4 その他  
速やかに本学と共同研究契約を締結すること。



共同研究中止願書

第 号  
年 月 日

企業等名  
代表者氏名 様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで契約した共同研究を中止したいので、承認をお願いします。

記

- 1 共同研究テーマ
- 2 中止の理由

第3号様式の3

共同研究中止承認書

第 号  
年 月 日

企業等名  
代表者氏名 様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで申請のあった共同研究の中止を承認します。

第3号様式の4

共同研究中止承認書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長

様

住所（所在地）

企業等名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった共同研究の中止を承認します。

第4号様式

共同研究結果報告書

第 号  
年 月 日

企業等名  
代表者氏名 様

情報科学芸術大学院大学長

共同研究結果について（報告）

年 月 日付けで契約をした共同研究についての結果は、次のとおりです。

記

- 1 共同研究テーマ
- 2 共同研究報告書 別紙1のとおり
- 3 共同研究経費内訳書 別紙2のとおり

共 同 研 究 報 告 書

- 1 共同研究テーマ
- 2 分担研究テーマ名及び主任研究者等氏名・職名
- 3 分担研究の実施場所
- 4 研究開発期間
- 5 研究の実績について
- 6 工業所有権について  
(分担研究・共同研究の結果、特許又は実用新案等の出願状況並びに今後の計画等について)
- 7 今後の成果について  
(企業化する場合の問題点又は企業化した場合のメリット等を記載すること。また成果の公開に関する希望について特にあれば記載すること。)

## 共同研究経費内訳書

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	備 考 (主要品目決算概要)
合 計			

共同研究結果報告書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長

様

住所（所在地）

企業等名

代表者氏名

年 月 日付けで契約した共同研究について、共同研究契約第9条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 共同研究テーマ名
  
- 2 共同研究報告書 別紙1のとおり
  
- 3 共同研究経費支出内訳書 別紙2のとおり

共同研究報告書

- 1 共同研究テーマ
- 2 分担研究テーマ名及び主任研究者等氏名・職名
- 3 分担研究の実施場所
- 4 研究開発期間
- 5 研究の実績について
- 6 工業所有権について  
(分担研究・共同研究の結果、特許又は実用新案等の出願状況並びに今後の計画等について)
- 7 今後の成果について  
(企業化する場合の問題点又は企業化した場合のメリット等を記載すること。また成果の公開に関する希望について特にあれば記載すること。)

## 共同研究経費内訳書

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	備 考 (主要品目決算概要)
合 計			

第5号様式

特許出願事前協議書

第 号  
年 月 日

企業等名  
代表者氏名 様

情報科学芸術大学院大学長

年 月 日付けで貴社と契約した共同研究の実施の結果、本学教員が独自に下記発明を行ったと思慮し、かかる発明について特許出願をしたいので事前に協議します。

記

- 1 分担テーマ名
- 2 発明者
- 3 発明等の内容

特許出願事前協議書

年 月 日

情報科学芸術大学院大学長

様

住所（所在地）

企業等名

代表者氏名

年 月 日付けで貴学と契約した共同研究の実施の結果、当研究員が独自に下記発明を行ったと思慮し、かかる発明について特許出願をしたいので事前に協議します。

記

1 分担テーマ名

2 発明者

3 発明等の内容

第6号様式

県有特許権等実施許諾申請に関する意見書

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

情報科学芸術大学院大学長

1 特許番号：特許第 号  
(特許出願番号：特許願第 号)

2 特許の名称：  
(発明の名称： )

申請企業名等

住 所

企業等名

代表者名

上記申請に対する意見は下記のとおりです。

記

第7号様式

県有特許権等実施許諾承認可否通知書

第 号  
年 月 日

企業等名  
代表者氏名 様

岐阜県知事

年 月 日付けで県有特許権等実施許諾申請のあった下記事項については、承認

{する。

しない。

記

1 特許番号：特許第 号  
(特許出願番号：特許願第 号)

2 特許の名称：  
(発明の名称： )

## 共同研究契約書

情報科学芸術大学院大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、次の事項に従い、に関する共同研究の実施及び成果の取扱い  
に関する契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（共同研究）

第2条 甲及び乙は次の研究を共同で実施する。

（1）研究課題

（2）研究目的

（3）研究内容

（実施場所）

第3条 本共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

（実施期間）

第4条 本共同研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日まで  
とする。

（分担）

第5条 甲及び乙はそれぞれ別表第1に掲げる研究を分担するものとする。

（共同研究員）

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる教員及び研究員を本共同研究に参加させるの  
とする。

（費用の分担）

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる費用を分担するものとする。

（共同研究の推進）

第8条 甲と乙は、共同研究の効率的な推進を図るために、共同研究研究員等からなる情報交  
換、意見交換の場を設けるものとする。

（研究結果の報告）

第9条 甲又は乙は、共同研究を終了し又は乙又は甲が中止を承認した場合は、遅滞なく共同  
研究結果を集約し相互に報告するものとする。

（成果品の帰属）

第10条 共同研究の結果生じた成果品は、甲及び乙が協議のうえ、その帰属を定めるものと  
する。

（特許出願）

第11条 甲は、甲に属する教員（以下「大学院大学教員」という。）が共同研究の結果、独  
自に発明を行った場合において、特許の出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行っ  
たことについて、事前に乙に協議して乙の同意を得るものとする。

2 乙は、乙に属する研究員（以下「企業等研究員」という。）が共同研究の結果、独自に発

明を行った場合において、特許の出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に甲に協議して甲の同意を得るものとする。

(共同出願)

第12条 甲及び乙は、大学院大学教員及び企業等研究員が共同研究の結果、共同して発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利のうち、大学院大学教員の持分を県が承継した場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

(優先実施権の付与)

第13条 甲は、大学院大学教員が共同研究の結果、独自に得た技術上の成果に係る発明について、県に承継された特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権（以下「県に承継された特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 甲は、大学院大学教員及び企業等研究員が共同研究の結果、共同して得た技術上の成果に係る発明について、甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

3 前2項の規定により県に承継された特許権等又は共有に係る特許権等を実施する場合には、「県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領」（平成5年3月9日付け管第456号通知）（以下「取扱要領」という。）によるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 甲は、乙又は乙の指定する者が「県に承継された特許権等」を、前条に定める優先的実施の期間（以下「優先実施期間」という。）中その第2年以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、乙の指定する者が優先的実施期間中その第2年以降において「共有に係る特許権等」を正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 甲は、前条の規定により乙又は乙の指定する者に優先的実施権を付与した場合において当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

4 本条第1項から第3項の実施の許諾をする場合において、前条の規定を準用する。

(実施料)

第15条 甲は、乙、乙の指定する者又は第三者に対し「県に承継された特許権等」の実施を許諾したときは、実施契約で定める実施料を徴収する。

2 甲は、乙が「共有に係る特許権等」を実施しようとするときは、実施契約書で定める実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じた額とする。

3 「共有に係る特許権等」について乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該

権利に係る持分に応じた額とする。

(技術知識書)

第16条 甲又は乙は、相互に共同研究のために必要と認めるときは、乙又は甲に対し共同研究の結果得た技術上の知識を、精密な文書として提出させることができる。

(研究結果の公表)

第17条 甲又は乙は、共同研究期間中において、研究内容及び研究から得た知見を両者以外の者に知らせるときは、あらかじめ相互に相手の同意を得るものとする。

第18条 甲及び乙は、共同研究の実施期間終了の後、次年度中に研究成果を公表するものとする。ただし、乙が企業化、実用化等財産上支障があると判断して、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れ、これが適当と認められた場合、又は甲自身が公共の利益に著しく不利益を与える恐れがあると判断した場合には、当該研究成果の全部又は一部を公表しないものとするができる。

2 甲は第15条の規定により第三者に対し実施の許諾をする決定をしたときは、前項ただし書の規定にかかわらず研究成果を公表する。

3 第1項ただし書に定める場合においては、甲は共同研究者の利害に関係のある事項について、秘密を保持する。

(準用)

第19条 第11条から第15条の規程は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第20条 この契約で定めるもののほか、その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保管する。

年 月 日

甲 岐阜県大垣市領家町3丁目95番地1  
情報科学芸術大学院大学  
学 長 印

乙 (住 所)  
(企業等名)  
(代表者名) 印

別表第 1

中項目	小項目	甲	乙

別表第2

	氏名	所属・職名	担当する研究テーマ
甲			
乙			

別表第3

	支出科目	予算額	積算内訳
甲			
乙			